

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………
- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（同）…一
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……………（同）…二
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…二
- 建築基準法による道路の指定の変更……………（同）…二
- 建築基準法による道路の指定の取消し……………（同）…二
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- ……………（環境局総務部環境政策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…七
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…八
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…八

## 告示

### ●東京都告示第六百四十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定に基づき神田小川町三丁目西部南地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 組合の名称

神田小川町三丁目西部南地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

令和五年五月十六日から令和十二年五月三十一日まで

#### 三 施行地区

千代田区神田小川町三丁目地内

#### 四 事務所の所在地

千代田区神田神保町一丁目四番

#### 五 設立認可の年月日

令和五年五月十六日

#### 六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 七 公告の方法

組合の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報等に掲載してこれを行う。

#### 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和五年六月十四日

### ●東京都告示第六百四十九号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき板橋駅西口地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

#### 一 組合の名称

板橋駅西口地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

令和四年七月二十九日から令和九年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

板橋区板橋一丁目地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

板橋区板橋一丁目十二番七号谷川ビル二〇三号室

#### 五 変更の内容

事業施行期間を令和十一年三月三十一日まで延長する。

#### 六 事業計画の変更の認可の年月日

令和五年五月十六日

### ●東京都告示第六百五十号

平成二十二年東京都告示第千五百七十三号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日

千代田区日比谷公園一番、二番、三番 令和五年三月六一及び同番二 日

●東京都告示第六百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区日比谷公園一番の一部、二番の一部、三番一及び同番二の一部 日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第六百五十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年五月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

清瀬市梅園一丁目六百十七番一、同番五及び同番七 令和五年三月三十一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第六百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年五月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和五年三月二十四日 小金井市梶野町五丁目千七百五十六、同番五十七、同番六十九、同番七十一及び同番百二の各一部

●東京都告示第六百五十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年五月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類 取消年月日

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 令和五年三月二十四日 東村山市美住町二丁目九番四の四の一部、同番四地先並びに同番五、同番九、同番十、同番二十三、同番二十五、同番二十四及び同番二十八から同番三十四までの各一部

●東京都告示第六百五十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)今井土地区画整理事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十

九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月十六日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

今井土地区画整理組合設立準備会

会長 石井 昭一

青梅市今井二丁目千五十六番地

二 対象事業の名称及び種類

(仮称) 今井土地区画整理事業

土地区画整理事業

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジに隣接する利便性をいかし、流通業務施設を中心としたまちづくりの推進を目的に、土地区画整理事業により流通業務施設用地、公園、緑地、都市計画道路等の整備を行うものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和五年五月十六日から同月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 青梅市環境部環境政策課

青梅市東青梅一丁目十一番地の一

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(7)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	<p>① 工事の施行中            建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)の最大値は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が0.02810ppm、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が0.03144ppmと予測され、「日平均値の年間98%値」が0.06ppm以下とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率はそれぞれ11.0%、29.2%と予測される。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)の最大値は、造成工事ピーク時が0.04931mg/m<sup>3</sup>、造成・建築工事ピーク時が0.05048mg/m<sup>3</sup>と予測され、「日平均値の2%除外値」が0.10mg/m<sup>3</sup>以下とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率はそれぞれ0.9%、3.5%と予測される。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度            工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間98%値)は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が0.027838～0.030508ppm、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が0.027844～0.030642ppmと予測され、全ての地点で「日平均値の年間98%値」が0.06ppm以下とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率はそれぞれ0.01%未満～0.04%、0.01%未満～0.90%と予測される。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は、造成工事ピーク時が0.0489456～0.0490794mg/m<sup>3</sup>、造成・建築工事ピーク時が0.0489458～0.0490865mg/m<sup>3</sup>と予測され、全ての地点で「日平均値の2%除外値」が0.10mg/m<sup>3</sup>以下とする評価の指標に適合する。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率はそれぞれ0.01%未満～0.02%と予測される。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p>① 工事の施行中            建設機械の稼働に伴う騒音レベル(L<sub>eq</sub>)の最大値は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が73dB、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が74dBと予測され、評価の指標(「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、「環境確保条例」という。))に定める「指定建設作業に係る騒音の報告基準」(80dB))に適合する。</p> <p>② 建設機械の稼働に伴う建設作業振動            建設機械の稼働に伴う振動レベル(L<sub>v</sub>)の最大値は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が62dB、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が64dBと予測され、評価の指標(「環境確保条例」に定める「指定建設作業に係る振動の報告基準」(70dB))に適合する。</p> <p>③ 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音            工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)ともに66～72dBと予測され、No.2及びNo.3を除く全地点で評価の指標(「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」(昼間65dBまたは70dB))に適合する。No.2及びNo.3については、将来一般交通量(＝現況交通量)による道路交通騒音レベル(＝現況騒音レベル)が評価の指標を上回っているが、これらの地点の工事用車両の走行に伴う騒音の増加レベルは、造成工事ピーク時、造成・建築工事ピーク時ともに0(0)dBであることから、工事用車両による影響はほとんどないものと評価する。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両の計画的かつ効率的な運行管理に努めるとともに、車両のアイドリングストップを周知徹底するための措置を講じ、進出企業に対しても同様の措置を講ずるよう働きかけを行うことにより、影響の低減に努める。</p> <p>④ 工事用車両の走行に伴う道路交通振動            工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>)の最大値は、造成工事ピーク時(本事業の造成工事による影響が最大となる時点)が昼間35～57dB、夜間30～51dB、造成・建築工事ピーク時(本事業の造成工事と進出企業の建築工事による影響が最大となる時点)が昼間36～57dB、夜間30～51dBと予測され、全地点において評価の指標(「環境確保条例」に定める「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間60dBまたは65dB、夜間55dBまたは60dB))に適合する。</p> <p>⑤ 工事の完了後            ⑥ 関連車両の走行に伴う道路交通騒音            本事業完了後(流通業務施設供用後)の関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L<sub>eq</sub>)は、昼間66～72dB、夜間62～67dBと予測され、No.2の昼間及び夜間、No.4(南西側)及びNo.5の夜間を除く地点で評価の指標(「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」(昼間70dB、夜間65dB))に適合する。評価の指標を上回る地点では、将来一般交通量(＝現況交通量)による道路交通騒音レベル(＝現況騒音レベル)が評価の指標を上回る、もしくは評価の指標と同値であるが、これらの地点の関連車両の走行に伴う騒音の増加レベルは、昼間1未満(0.4)dB、夜間1(0.6～0.8)dBであることから、関連車両による影響は小さいものと評価する。</p> <p>工事の完了後においては、進出企業に対し、運搬車両及び通勤車両の周辺環境への動線の配慮や計画的かつ効率的な運行管理、車両のアイドリングストップの周知徹底に努める等の働きかけを行うことにより、影響の低減に努める。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p><b>①. 関連車両の走行に伴う道路交通振動</b>          本事業完了後(流通業務施設使用後)の関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>)の最大値は、昼間 36～50dB、夜間 34～51dB と予測され、全地点において評価の指標(「環境確保条例」に定める「日常生活等に適用する振動の規制基準」(昼間 60dB または 65dB、夜間 55dB または 60dB))に適合する。</p>
3.地形・地質	<p><b>①. 工事の施行中</b>  <b>ア. 斜面等の安定性の变化の程度</b>          本事業における盛土法面の高さは最大約3.0m、切土法面の高さは最大約4.3mであり、大きな法面は出現しない。          また、高低の比高差処理は法面による処理を基本とし、比較的比高差が大きい箇所については必要に応じて擁壁の設置を行う計画であるが、基礎底面下の基礎は良質な支持層上とするなど、安全率を確保した設計とするため、本事業の実施に伴う斜面等の安定性は確保されるものと考えられる。          したがって、「斜面等の安定性が確保されること」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p> <p><b>②. 工事の完了後</b>  <b>ア. 斜面等の安定性の变化の程度</b>          擁壁については、排水施設の目詰まり等の機能低下、クラックや擁壁のふらみや変状、傾斜・折損の状態等について、目視による検査、確認を行い、擁壁の安全性の確認を行っていくため、本事業の実施に伴う斜面等の安定性は確保されるものと考えられる。          したがって、「斜面等の安定性が確保されること」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>
4.水循環	<p><b>①. 工事の完了後</b>  <b>ア. 地下水涵養能の変化の程度</b>          本事業においては、十分な浸透能力を有する雨水流出抑制施設を設置し、計画地内の公共用地(公園、緑地、都市計画道路等)に降った雨水は表面流出量分も含めて地下浸透処理を行う計画であり、また、宅地(流通業務施設用地等)についても同様に、雨水は地下浸透処理を行うことから、工事の完了後における地下水涵養能は、現況と比較して増加する。          したがって、「地下水等の状況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>
	<p><b>イ. 土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度</b>          本事業においては、十分な浸透能力を有する雨水流出抑制施設を設置し、計画地内の公共用地及び宅地に降った雨水は表面流出量分も含めて地下浸透処理を行う計画であることから、現況と比較して表面流出量の増加は生じない。          したがって、「地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5.生物・生態系	<p><b>①. 工事の施行中及び工事の完了後</b>  <b>ア. 植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度</b>          本事業の実施に伴い、計画地内北側のコナラ群落、スギ・ヒノキ植林を除き、計画地のほぼ全域が改変されるため、工事の施行中には多くの植物種は改変を受ける。          工事の完了後は、公園、緑地が新たに創出され、既存植生(郷土種)を考慮した植栽がなされ、各進出企業により流通業務施設用地内にも緑化がなされる。現況における確認種の多くは、人為的環境下の生育種であることから、これらの植栽の安定に伴い、畑地雑草類等を中心に周辺地域から侵入、定着が考えられ、現況の植相成が一定程度回復するものとして予測した。          計画地内北側の1号公園内に残存させるコナラ群落は、コナラ林の高齢化がみられることから、更新伐も含めてコナラ林の再生、維持管理を図る等、コナラ群落としての林分構造や種組成を持つ群落として再生を図っていくため、本群落に生育する多様な種が回復するものとして予測した。また、同公園内に位置するスギ・ヒノキ植林については、現状で亜高木層～低木層を構成しているシラカンパ、シロダモ、ヒサカキ等の既存樹木を残存させ、更新伐により郷土種が生育する林分へ転換を図っていく。          注目される植物種のうち改変により生育地点が消失するホバシナ(2株)については残存するコナラ群落へ、コラセツツキ(10 株程度)についてはコナラ群落周辺の湿潤な低草草地へ、工事着手前の5～9月にすべての個体の移植を行い、その保全を図っていく。</p> <p>計画地内の植物群落については、畑地、草地、樹園地は大きく減少するが、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林を残存し、公園、緑地、流通業務施設用地内で個體的に緑化がなされる。計画地周辺地域については、本事業に伴う間接的な影響はなく、確認された植物群落は現況同様に維持されるものと考えられる。          以上により、周辺地域を含めた地域の植物相、植物群落に対する変化の程度は小さいものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>
	<p><b>イ. 動物相及び動物群落の変化の内容及びその程度</b>          本事業の実施に伴い、工事の施行中は移動能力が高い種は、一時的に周辺地域に移動すると考えられるが、一部の移動能力に乏しい種は造成工事による直接的な影響や生息環境が消失するものとして予測した。          本事業における造成工事は、好適生息環境が広がる計画地周辺東側への移動に配慮し、北西側の街区の市街地側(西側)の岩蔵街道沿いから段階的に行うことから、工事の実施に伴い、多くの哺乳類は、順次、周辺地域へ逃避、移動するものと考えられ、一部の個体は新たな生息環境として利用することが予測される。          工事の完了後においては、コナラ群落を残存し、本来の林分構造や種組成を持つ群落として再生を図るとともに、現存植生(郷土種)を考慮した公園、緑地が新たに整備され、各進出企業により流通業務施設用地内にも緑化がなされることにより、コナラ群落や公園、緑地、植栽群、草地等が混在する環境が出現するため、一部の人工的な環境や緑の多い住宅地等に生息する種を中心に計画地を利用するものとして予測した。          計画地同様に調査地域である計画地周辺約200m 内の北側及び東側には、畑地、茶畑が広がり、その中に樹林地や耕作放棄地等が点在し、特に東側地域は約200m 以上遠くにも畑地等の好適生息環境が広く分布する。また、南側の圏央道青梅インターチェンジ周辺にはまとまった落葉広葉樹、西側には事業場の植栽群、市街地の緑地等の生息環境が分布する。注目された動物種の多くは、これらの環境に広く生息していると考えられるため、計画地内外を広く利用していること、現況における計画地の利用性は低いことから、計画地内の公園、緑地等の植栽の安定に伴い、計画地を引き続き利用するものとして予測した。          以上により、動物相及び動物群落に対する変化の程度は小さいものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5.生物・生態系	<p><b>ウ. 生息(育)環境の変化の内容及びその程度</b>          本事業の実施に伴い、褐色森林土は現状の 0.52ha から 0.46ha に、人工土は 40.42ha から 8.25ha に、人工地盤は 8.46ha から 40.69ha に変化する。計画地の大半が人工地盤に改変されるため、現状と同程度の面積の生息(育)環境は確保できないが、計画地内の良質な土壌である褐色森林土を含むコナラ群落、スギ・ヒノキ植林は残存する。          本事業の実施に伴い、計画地内で面積が最も大きい生息(育)環境である草地・耕作地は、全て改変を受ける。計画地内北側の 1 号公園内に残存させるコナラ群落は、更新伐も含めてコナラ林の再生、維持管理を図る等、コナラ群落としての林分構造や種組成を持つ群落として再生を図り、本群落に生息(育)する生物の良好な生息(育)環境を保全する。同公園内に位置するスギ・ヒノキ植林については、現状で生育しているシラカシ、シロダモ、ヒサカキ等の既存樹木を残存させ、郷土種が生育する林分へ転換を図っていく。また、現存植生(郷土種)を考慮した公園、緑地が新たに整備され、各進出企業により流通業務施設用地内にも緑化がなされる。          現状と比較して規模は一部の環境で減少するが、計画地内に新たな生息(育)基盤が創出されること、周辺地域には計画地同様に調査地域である計画地周辺約 200m 内の北側及び東側には、畑地、茶畑が広がり、その中に樹林地や耕作放棄地等が点在し、特に東側地域は約 200m 以内にも畑地等の耕作地が広く分布する。以上により、周辺地域には樹林地や植栽群、市街地の緑地等が分布する。          考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>
<b>エ. 緑の量の変化の内容及びその程度</b>	<p>本事業の実施に伴い、計画地で最も緑被率の高い畑地(畑地雑草群落)のほか、樹林地、茶畑、草地は全て改変される。一方、樹林地のうちコナラ群落、スギ・ヒノキ植林は残存し、工事の完了後は、公園や緑地、各進出企業により流通業務施設用地内に緑化がなされることから、工事の完了後における緑被率は 17.63% (8.71ha)と予測した。          緑の体積は現状から減少するが、公園、緑地、流通業務施設用地内の緑化により、工事の完了後の緑の体積は 146,137m<sup>3</sup>まで回復するものと予測し、時間の経過に伴う樹木の成長や都市計画道路等に植栽帯を設けることにより、緑の体積は増加していくものと考えられる。また、計画地内北側の 1 号公園内に残存させる注目の植物群落であるコナラ群落は、更新伐も含めてコナラ林の再生等を図ることで、緑の量の向上を図り、同公園内に位置するスギ・ヒノキ植林については、現状で亜高木層～低木層を構成しているシラカシ、シロダモ、ヒサカキ等の既存樹木を残存させ、更新伐により郷土種が生育する林分へ転換を図っていく。          以上により、緑の量の変化の程度は軽減できるものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>
<b>オ. 陸域生態系の変化の内容及びその程度</b>	<p>本事業の実施に伴い、計画地の環境類型区分の割合は大きく変化する。改変面積が最も大きい草地・耕作地区分は、計画地周辺地域に広く分布していること、本類型区分でみられる種は、人為的環境下での種が多くを占めることから、計画地に整備される公園、緑地や路傍には、周辺地域からの畑地雑草類の侵入・定着が考えられるなど、現状でみられた種構成が一定程度、回復するものと予測した。          樹林区分については、計画地内の生息(育)環境として最も多様性に富むコナラ群落を残存し、高齢化がみられるコナラ林の更新伐も含めて、コナラ群落としての林分構造や種組成を持つ群落として再生を図っていく。また、流通業務施設用地内の植栽樹木の成長、安定に伴い、植物、動物の生育、生息場としての機能は回復するものと予測した。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5.生物・生態系	<p>注目される種である上位性(キツネ、イタチ)については、調査地域である計画地周辺約 200m 内の北側や東側、特に東側地域は約 200m 以内で同様の環境が広く分布するなどの、好適な生息環境が広く分布するため、時間の経過とともに順化していくものと考えられる。また、計画地内における確認度は低く、計画地の利用性は低いものと考えられる。典型性のうち畑地(畑地雑草群落)については、周辺地域に広く分布すること、スズメ、ヤブトビジミについては、緑の多い住宅地、公園、小規模な草地や路傍等にも生息するため、工事の完了後も引き続き、計画地の利用が考えられる。したがって、生態系の上位性及び典型性に対する変化の程度は小さいものと予測した。          以上により、陸域生態系に対する変化の程度は小さいものと考えられるため、「地域の生物・生態系に著しい影響を及ぼさない」とする評価の指標に適合するものと考ええる。</p>
6.景観	<p>① <b>工事の完了後</b>  <b>ア. 宅地及び公共用地の存在による主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</b>          本事業の実施に伴い、計画地内の耕作地等が宅地(流通業務施設用地)や公共用地(公園・緑地、都市計画道路等)に変化する。また、本事業では流通業務施設の建設は行わないが、工事の完了後は、各進出企業による建築物等が新たな景観の構成要素として出現する。          主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度については、本事業(土地区画整理事業)では、景観が著しく変化するような大規模な土地の造成は行わず、計画地内の北側斜面地や岩蔵街道沿いを中心に公園が配置されまとまった緑が創出される。また、本事業の工事の完了後、別事業として想定されている各進出企業による建築物の高さは 31m 以内にと抑えられるほか、各進出企業が一定量の緑化を確保することにより、現状の住宅、事業場等の市街地や耕作地との調和に配慮した圏央道青梅インターチェンジ周辺の新たな地域景観が創出されるものと予測した。          以上のことから、「東京都景観計画」及び「青梅市景観まちづくり基本方針」美しい風景都市・青梅をめざして」に示されている方針と一致する評価の指標に適合するものと考ええる。</p> <p>② <b>宅地及び公共用地の存在による代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</b>          代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、すべての地点において本事業の造成面が直接可視される範囲は小さく、宅地及び公共用地の出現に伴う眺望景観の変化の程度は小さいものと予測した。特に、住宅等が分布する計画地北側(No.1)、計画地北西側(No.6)及び計画地西側(No.5)からの眺望は、計画地北側斜面地に 1 号公園、計画地北西側の岩蔵街道沿いに 2 号公園を整備することで、公園内の樹林や植栽物によりまとまった緑が創出され、本事業の造成面や別事業として想定されている建築物の一部が遮蔽されるものと予測した。          さらに、各進出企業に対して、建築物は「青梅市景観形成ガイドライン」色彩編一に基つき周辺の景観との調和に配慮した色彩や意匠を採用し、緑の連続性に配慮して植栽を配置する等、建築物の緩和や周辺景観との調和に努めるよう働きかけていく。          以上のことから、「東京都景観計画」及び「青梅市景観まちづくり基本方針」美しい風景都市・青梅をめざして」に示されている方針と一致する評価の指標に適合するものと考ええる。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
7. 史跡・文化財	<p>① 工事の施行中 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 計画地内は、「文化財保護法」に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の一部が含まれるため、「文化財保護法」に基づき、予め「埋蔵文化財発掘届」を提出し、東京都教育委員会及び青梅市教育委員会との協議に基づき、適切な対応を図る。なお、工事の施行中に、新たな埋蔵文化財等が確認された場合には、工事を中断し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。 したがって、「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。</p>
8. 廃棄物	<p>① 工事の施行中 7. 造成工事等に伴う廃棄物及び建設発生土の排出量・再利用量及び処理・処分方法等 造成工事等による廃棄物として、伐採樹木の撤去に伴う廃棄物の総排出量は約495t、再資源化量は約495tと予測した。なお、本事業においては計画地内北側のコナラ林及びヒノキ・ヒノキ植林内の一部樹木(スギ、ヒノキ以外)を残存させる計画であり、残存による廃棄物発生抑制量は約39tと予測した。また、既存構造物の撤去に伴う廃棄物の総非排出量は約3,651m<sup>3</sup>と予測した。これらの建設廃棄物の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊 99%以上)を達成すると考えられる。 建設発生土については、切盛土量は、切盛土量が約231,200m<sup>3</sup>、盛土量が約208,250m<sup>3</sup>(いずれも地山土量:自然状態の土)、締め固めによる土量変化率(粘性土0.9)を見込んだ発生土量は、約208,080m<sup>3</sup>であり、発生土は敷き均し等により計画地内でバランスさせ、計画地外に搬出しない計画であることから、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(88%)を達成すると考えられる。 したがって、「東京都建設リサイクル推進計画」に示される各対象品目の目標値(平成32年度(2020年度))とする評価の指標に適合するものと考える。</p>

●東京都告示第六百五十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 るばならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区中根二  
 丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改  
 善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十  
 九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有  
 害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びに  
 ふっ素及びその化合物

●東京都告示第六百五十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 るばならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区八重洲二丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年五月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

羽村市緑ヶ丘五丁目九番十

福生市加美平二丁目十四番一

株式会社山一建設

代表取締役 山野井 優

立川市一番町二丁目三十二番五

立川市泉町九百三十五番地の二十八

大和ハウス工業株式会社

支配人 稲村 敏伸

立川市栄町二丁目十八番一、二十五番一及び同番四

西東京市芝久保町四丁目二十六番三

株式会社東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したため、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年五月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)練馬中村南第二ビル

二 店舗所在地 練馬区中村南三丁目二十番二号ほか

三 設置者名 中村隆商事株式会社

四 意見

ア 聴取者 練馬区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年四月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年五月十六日から同年六月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 いなげや練馬西大泉店

二 店舗所在地 練馬区西大泉二丁目十九番一号

三 設置者名 C R E S T 株式会社

四 意見

ア 聴取者 練馬区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和五年四月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和五年五月十六日から同年六月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都 練馬区 西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

